

外国人との共生のためのパイロット事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、県内の市町村及び企業等において、日本人と外国人との対話等を通じた外国人との共生に関する課題解決のためのモデル的取組（以下「パイロット事業」という。）を支援し、その成果を県内の市町村及び企業等へ展開することにより、多文化共生社会の実現を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において「企業等」とは、県内に事業所を有する法人又は個人事業主であって、外国人従業員を雇用するものをいう。

(補助対象者)

第3 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市町村又は企業等であって、パイロット事業を主体的かつ自律的に実施する意思及び体制を有するものとする。ただし、企業等にあつては、次の各号のいずれにも該当するものに限る。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員でなく、かつ、これらの統制の下にないこと。

(補助対象事業)

第4 補助の対象となるパイロット事業（以下「補助対象事業」という。）は、第1の趣旨に即し、次の(1)及び(2)に掲げる取組を行うものとする。なお、(1)においては、取組の実施前に、アンケート調査等の方法により、交付申請時に示した課題及び取組内容について検討を行い、当該検討の結果、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、第8第1号の規定により知事の承認を受けること。

(1) 課題解決の取組及び効果検証

次のアからオまでに掲げる取組のいずれかを実施し、交付申請時に設定した事業効果に係る指標により、その効果を検証すること。

ア 外国人を対象とした日本語学習、日本文化、生活習慣、ルール等に関する講座又は研修

イ 日本人を対象とした「やさしい日本語」に関する講座又は研修

ウ 地域、学校又は職場における多文化共生の理解促進及び意識醸成に資する講座又は研修

エ 他の主体との連携による外国人との共生を推進する取組

オ その他多文化共生、異文化理解その他の外国人との共生に資する取組

(2) 対話等の取組及び効果検証

日本人及び外国人の双方が参加する多文化共生、異文化理解その他の外国人との共生をテーマとした意見交換会、ワークショップその他の対話の取組を実施し、交付申請時

に設定した事業効果に係る指標により、その効果を検証すること。ただし、市町村にあつては、これにより難しい場合、日本人住民及び外国人住民のそれぞれから意見を聴取する取組を実施することをもって代えることができる。

- 2 県は、必要に応じ、補助対象者に対し、事業の実施に関する助言、情報提供その他必要な支援を行うことができる。

(補助対象経費及び補助金額)

第5 補助対象経費は、別表1の第1欄に掲げる経費とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額と、事業費から同表の第2欄に掲げる収入の額を控除した額のいずれか低い額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。ただし、市町村にあつては100万円、企業等にあつては50万円を上限とする。
- 3 補助金の額は、申請内容を審査の上、予算の範囲内で知事が決定する。

(補助金交付の条件等)

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助対象事業の内容又は事業費の総額若しくは補助対象経費の総額を変更しようとするときは、あらかじめ知事に申請し、その承認を受けること。ただし、別表2に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事に申請し、その承認を受けること。
- (3) 補助対象事業の完了後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付すること。

(交付申請書等)

第7 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、外国人との共生のためのパイロット事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号。交付申請時に示す課題、取組内容及び事業効果に係る指標を含む。)
- (2) 事業実施に係る収支予算書(様式第3号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(変更承認の申請等)

第8 第6第1号又は第2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出して行うものとする。

- (1) 補助対象事業の内容又は事業費の総額若しくは補助対象経費の総額を変更しようとするとき 外国人との共生のためのパイロット事業計画変更承認申請書(様式第4号)
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき 外国人との共生のためのパイロット事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)

(交付申請の取下げ)

第9 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から10日以内に、外国人との共生のためのパイロット事業補助金交付申請取下書（様式第6号）を知事に提出して行うものとする。

（実績報告書等）

第10 規則第12条第1項の規定による実績報告書は、外国人との共生のためのパイロット事業補助金実績報告書（様式第7号）によるものとする。

2 規則第12条第1項の規定による関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事業実績報告書（様式第8号）
- （2）事業に係る収支精算書（様式第9号）
- （3）証拠書類の写し
- （4）第4第1項第1号及び第2号に掲げる取組の実施状況が確認できる資料
- （5）第4第1項第1号に規定するアンケート調査等による検討の結果
- （6）交付申請時に設定した事業効果に係る指標の達成状況その他の効果検証の結果
- （7）事業実施に当たり使用した各種資料
- （8）その他知事が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月19日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

（補助金交付の請求）

第11 補助対象者は、補助金の交付を請求しようとするときは、外国人との共生のためのパイロット事業補助金交付請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

2 補助対象者は、補助金の概算払を受けようとするときは、外国人との共生のためのパイロット事業補助金概算払請求書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を補助対象事業以外の用途又は補助対象経費以外の経費に使用したとき。
- （3）補助対象事業に係る総収入額が総事業費を上回ったとき。
- （4）補助対象事業を中止し、縮小し、又は所定の期間内に完了しなかったとき。
- （5）この要綱又は補助金の交付の条件に違反したとき。

2 前項の規定による補助金の返還の方法その他必要な事項は、知事が別に定める。

（書類の保管等）

第13 補助対象者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を、補助対象事業が完了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（消費税等の取扱い）

第14 補助対象者は、補助金の交付申請に当たり、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該仕入控除税額を減額して申請しなければならない。

- 2 補助対象者は、前項の仕入控除税額が交付申請時に明らかでなく、その後、実績報告時までに明らかとなった場合は、当該仕入控除税額を減額して実績報告を行わなければならない。
- 3 補助対象者は、実績報告時において第1項の仕入控除税額が明らかでなく、補助対象事業の完了後における消費税及び地方消費税の申告により当該仕入控除税額が確定した場合は、外国人との共生のためのパイロット事業補助金消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第12号）により、速やかに知事に報告し、当該仕入控除税額に補助率を乗じて得た額を県に返還しなければならない。

（補則）

第15 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月5日から施行する。

別表 1（第 5 関係）

1 補助対象経費	補助対象事業の実施に必要な経費であって、次に掲げるもの （１）謝金（講師、アドバイザー等に係るものに限る。） （２）旅費交通費（講師、アドバイザー等に係るものに限る。） （３）印刷製本費及び消耗品費（補助対象事業の実施に直接必要なものに限る。） （４）役務費 （５）委託料 （６）使用料及び賃借料
2 補助金算定上、控除する収入	補助対象事業の実施に係る収入であって、次に掲げるもの （１）参加者負担金 （２）寄附金 （３）国、他の地方公共団体その他の団体から交付を受ける補助金、助成金、委託料その他これらに類する収入 （４）その他補助対象事業の実施に係る収入

※ 補助金の額は、申請内容を審査の上、予算の範囲内で知事が決定する。

別表 2（第 6、第 8 関係）

第 6 第 1 号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、右の各号に掲げるいずれかの変更をいう。	（１）事業内容の著しい変更とならないもの （２）補助対象経費の 20 パーセント以内で減額するもの （３）事業内容に変更がなく、入札減その他やむを得ない事由により補助金額を減額するもの
--	--